

平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する事実を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する事実を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月一日から施行する。

一 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

第十五条の三第五号(4)に規定する無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が電波法（昭和二十五年法律第百三十

一号）第百二条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三第二号に規定する技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。

（図略）

（同上）

一 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

第十五条の三第五号(4)に規定する無線設備の規格に係る特定無線局について包括免許を受けた者が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三第二号に規定する技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。

（同上）

二 電波法施行規則第十五条の三第二号(3)又は(4)に規定する無線設備の規格に係る特定無線局について包括免許を受けた者が電波法第百二条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備（当該無線設備が無線機器及び通信

端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EC（以下「R&TTE指令」という。）に基づき、欧州共同体の広報により公表された規格であるEN 301 908 2及びEN 50360に定める基準を満たす無線設備に限る。）が無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五に規定する陸上移動局の無線設備であつて、拡散符号速度が每秒三・八4メガチップのものに係る技術基準に相当する場合は、R&TTE指令付属書7に定める次の表示が付されているものであることとする。

(図略)

三 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が電波法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備（前項に定めるものを除く。）が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に相当するとの事實は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M 147に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。

1 (同上)

2 (同上)

二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が電波法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M 147に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。

1 電波法施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の三に規定する技術基準

2 電波法施行規則第十五条の三第二号(3)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する技術基準

<p>3 電波法施行規則第十五条の三第二号(4)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準</p> <p>4 電波法施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準</p> <p>5 電波法施行規則第十五条の三第二号(16)に掲げる規格のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>	<p>3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p>
--	-----------------------------